

地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領

平成24年7月13日
地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価を実施するに当たっては、「地方独立行政法人京都市立病院機構業務実績評価方針」に基づき、以下の要領により実施する。

1 項目別評価

(1) 項目別評価の概要

- ア 法人が、年度計画に定めた小項目ごとに、実施状況について3段階の自己評価を行うとともに、当該小項目の計画全体における重みを示すウエイトの設定を行う（ウエイトについては、別紙のとおり）。
- イ 小項目ごとに、法人の自己評価及びウエイト設定を評価委員会が検証し、必要に応じてこれを修正したうえで、評価委員会としての評価結果及びウエイト（以下「小項目評価結果等」という。）を確定する。
- ウ 小項目評価結果等を基に、年度計画に掲げる大項目について5段階評価を行い、大項目ごとに年度計画の進捗状況を分かりやすく示す。

(2) 法人による小項目の自己評価及びウエイトの設定

法人は、小項目ごとの自己評価及びウエイトの設定をするに当たっては、業務実績報告書を作成して行う。

業務実績報告書には、小項目ごとに実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、自己評価の判断理由及び必要に応じて当該ウエイトとした理由を記載する。また、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題など、評価において考慮事項となると考えられる事項を必要に応じて記載する。

小項目の3段階の評価及びその基準は、次のとおりとする。

評価A：年度計画を十分に達成している。

評価B：年度計画をおおむね達成している。

評価C：年度計画の達成に至っていない。

※ 自己評価は、計画において目標とする取組の性質や、目標達成に向けた取組を取り巻く医療制度をはじめとする社会情勢、法人の取組のプロセス、その他突発的な事象への対応等、法人が当該実績を残すに至った背景事情をも総合的に考慮して行うこととする。また、必要に応じて当該評価に至った理由（総合的に考慮した内容）を明記することとする。

(3) 評価委員会による小項目評価結果等の確定

評価委員会は、法人が作成した業務実績報告書について、目標値あるいは前年度数値と当該年度の実績値を単に比較するだけでなく、当該小項目に関し業務実績報告書に記載されている事項の全般について、総合的な観点から考慮することによりこれを検証し、小項目評価結果等を確定する。

評価委員会による評価と、法人の自己評価とが異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。その他、必要に応じてコメントを付す。

(4) 評価委員会による大項目評価の確定

ア 大項目の5段階評価

評価委員会において、小項目評価の結果を総合的に考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。

評価5：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。

(評価委員会が特に認める場合)

評価4：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(すべての小項目がA又はB)

評価3：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。

(A又はBの小項目の割合がおおむね9割以上)

評価2：中期計画の実現のためにはやや遅れている。

(A又はBの小項目の割合がおおむね9割未満)

評価1：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。

(評価委員会が特に認める場合)

※ 割合の算定は、ウエイトを考慮した小項目数によるものとする。

※ 上記評価に記載の小項目の割合は、評価の際の目安であり、評価委員会は、A、B、Cの評価の構成割合やその内容を総合的に判断して評価を定めるものとする。

2 全体評価

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、記述式により、年度計画に基づく業務の実績の全体について総合的な評価を行うこととする。

総合的な評価は、各大項目別の5段階評価結果、優れていると積極的に評価する取組、改善すべき取組、評価の際の主な意見や指摘、その他必要な事項を記載して行うこととする。